

流山市農業委員会  
平成31年第4回  
総会議事録

平成31年4月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成31年第4回総会議事録

- 1 期 日 平成31年4月10日(水)
- 2 場 所 流山市役所305会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 11番 小倉 節子  
1番 鈴木 亨
- 5 出席委員・推進委員(委員11名/推進委員3名)
- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 鈴木 亨   | 2番 金子 孝博  |
| 3番 中嶋 清   | 4番 小菅 康男  |
| 5番 染谷 一嘉  | 6番 石井 保   |
| 7番 吉田 達弘  |           |
| 9番 山崎 日出男 | 10番 小嶋 悦子 |
| 11番 小倉 節子 | 12番 水代 啓司 |
- 推進委員 秋元 正 推進委員 小林 常男  
推進委員 増田 正美
- 6 欠席委員・推進委員(委員1名/推進委員0名)
- 8番 岡田 長政
- 7 書記名 副主査 齊藤 恒夫
- 8 事務局 事務局長 恩田 一成  
事務局次長 秋元 学  
事務局次長補佐 真通 俊人  
事務局係長 鈴木 正寿

9 会議目次

- (1) 議案第15号 農地利用最適化推進委員の補充について…………… 1
- (2) 議案第16号 農業委員会事務局職員の任免について…………… 2
- (3) 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) …… 3  
(継続審査)
- (4) 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について…………… 4
- (5) 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用) …… 5
- (6) 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) …… 7
- (7) 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について…………… 8
- (8) 議案第21号 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について……………12
- (9) 議案第22号 農地所有適格法人報告書の提出について…………… 13
- (10) 報告第8号 合意解約の通知について……………15
- (11) 報告第9号 転用許可に伴う工事完了の報告について……………15
- (12) 報告第10号 専決処理の報告について…………… 16

**▲開会 午後3時40分**

○水代議長 それでは、ただ今から平成31年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることをご報告いたします。

なお、8番 岡田委員から欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

11番 小倉委員、1番 鈴木委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、継続審査案件の議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」及び議案第15号「農地利用最適化推進委員の補充について」から議案第22号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの9議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第8号「合意解約の通知について」から報告第10号「専決処理の報告について」報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしくお願ひ申しあげます。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

○水代議長 議案第15号「農地利用最適化推進委員の補充について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第15号

農地利用最適化推進委員の補充について

流山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第8条に基づく農地利用最適化推進委員の補充について、意見を求める。

平成31年4月10日提出

本案につきましては、総会前に開催された全員協議会で、皆様に黙とうをささげていただきました酒巻委員の後任についてです。

会長及び各推進委員の方々とも相談しましたが、任期が残りあと1年あまりであること、選考に要する手続きの時間等を踏まえ、補充を行わないことで考えております。

なお、推進委員の補充につきましては、流山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第8条において、「推進委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この規程に定める手続きに基づき、速やかに補充しなければならない」と規定されておりますので、そのことを申し添えさせていただきます。

○水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号について、推進委員を補充しないことについて承認の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第15号については、推進委員を補充しないことに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第16号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第16号

農業委員会事務局職員の任免について

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会事務局の職員を次のとおり任免するものとする。

平成31年4月10日提出

本案につきましては、平成31年4月1日付けの人事異動によりまして、農業委員会事務局職員の異動があることから、承認を求めるものです。

次に、転出する者ですが、農業委員会事務局長亀山隆弘及び農業委員会事務局次長補佐兼農地係長田村敏一につきましては、定年退職によるものです。

また、農業委員会事務局副主査の窪田隆につきましては、再任用終了によるもの

です。

次に、転入する者ですが、農業委員会事務局長に恩田一成であります。

旧所属は生涯学習部次長兼生涯学習課長です。

次に、農業委員会事務局次長補佐に真通俊人であります。

旧所属は、健康福祉部社会福祉課福社会館長であります。

また、農業委員会事務局事務員に新規採用職員の山村大樹であります。

なお、山村事務員につきましては、現在新規採用職員研修中のため、出席しておりません。

ご説明につきましては、以上です。

よろしく申し上げます。

○水代議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、4月1日付けの人事異動に伴うものでございます。

本案について、原案のとおり任免することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり任免することに決定いたしました。

それでは、このたび農業委員会事務局職員になられた恩田局長及び真通次長補佐からご挨拶をいただきたいと思います。

(恩田局長、真通補佐 挨拶)

○水代議長 どうもありがとうございました。

今後のご活躍をご期待申し上げます。

○水代議長 それでは、会議を再開いたします。

議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)継続審査」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の3ページと4ページをご覧ください。

議案第13号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)継続審査

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成31年4月10日提出

議案1番から7番までは、総会に先立ち開催されました全員協議会で、皆様にご審議いただいた案件です。

申請がありました権利者は、東京都港区に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市西深井の田9筆 転用面積6,529平方メートルです。

移転の原因は賃貸借です。

次に、申請事由ですが、権利者は、現在、流山市西深井で物流倉庫の建設を行っておりますが、工事関係者用の駐車場及び仮設の現場事務所、資材置場が必要なことから、申請がなされたものであります。

この一時転用の期間については、来年(2020年)の11月末日までの予定です。

議案案内図につきましては、1ページから3ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、申請地の農地区分についてですが、規模が10ヘクタール以上の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地につきましては、原則は、農地転用許可ができないとされておりますが、今回の申請は「一時的な利用に供するために行う事業(一時転用)で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」には、第1種農地の不許可の例外として、許可ができるものであります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号について、許可相当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第13号については、許可相当とすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第17号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

平成31年4月10日提出

権利者は、流山市大字西深井の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市西深井の畑1筆 面積697平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大のため、売買により取得するものです。

議案案内図については、4ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第3条許可申請は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。  
小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。  
申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約1キロメートルに位置している畑1筆 面積  
697平方メートルであります。

申請理由は、農業経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。

申請地の畑は、耕起済みの状況でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、現在、約0.24  
ヘクタールですが今回あわせて利用集積により土地を借り受け、約0.34ヘクタール  
となる予定です。また、農業従事者は2名です。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農  
業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなど  
が確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一  
致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願い  
いたします。

挙手、全員であります。

よって議案第17号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久  
転用)」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第18号

農地法第4条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成31年4月10日提出

申請者につきましては、流山市大字大畔にお住いの方であります。

申請がありました土地は、流山市西初石5丁目の現況畑1筆 転用面積は989.96平方メートルです。

転用目的につきましては、現在使用中の貸駐車場が新設小学校の通学路用地となるため、その代替えとして駐車場を整備したいとの申請があったもので、この申請地の案内図と計画図につきましては、5ページと6ページにございますので、併せてご参照ください。

説明は、以上です。よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線流山おおたかの森駅の北西約1キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は駐車場を整備しようとするものでございます。

権利者は、流山市大畔にお住まいの方で、年齢は68歳です。

申請理由については、現在使用中の貸駐車場が新設小学校の通学路用地となるため、その代替えとして駐車場を整備したいとのことで申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について説明いたします。申請地は碎石で整地し、収容台数は33台分の駐車場を整備する計画です。土砂等の流出対策については、隣接農地や道路側には板柵を設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内へ自然浸透処理とするとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、住宅地及び畑となっています。

次に、資金計画ですが、整備費が約230万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

他法令につきましては、該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当と

いう結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第18号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第19号

農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成31年4月10日提出

権利者につきましては、現在川崎市宮前区にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市西深井の現況畑1筆 転用面積485平方メートルです。

転用目的につきましては、専用住宅用地とするもので、この申請地の案内図と計画図につきましては、7ページと8ページにございますので併せてご参照ください。

今月の農地法第5条許可申請につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線運河

駅の南西約600メートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は贈与でございまして、転用目的は専用住宅を建設しようとするものでございます。

権利者は、神奈川県川崎市にお住まいの方で、年齢は34歳です。

申請理由については、子供の成長に伴い現在の住まいが手狭になったことと、近いうちに勤務場所が変わることから、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。木造平屋建ての個人住宅を建築する計画です。土砂等の流出対策については、土留めを設け流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は浸透枳により集水し既設の雨水管に接続、汚水はこのたび新設される污水管に接続し放流することでした。次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、住宅地及び畑となっています。

次に、資金計画ですが、建設費が約3,000万円で全額借入金で賄うとのことで、金融機関発行の融資関係書類が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第19号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第20号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

平成31年4月10日提出

議案の1番の権利者は、流山市大字平方村新田にお住いの方で職業は農業です。対象となる農地は、流山市平方にあります田2筆 合計面積2,062平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、9ページにございますので併せてご参照ください。

議案の2番の権利者は、流山市大字西深井にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市西深井にあります畑2筆 合計面積は949平方メートルです。利用権の設定期間は、新規により3年間、移転の原因は使用賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、10ページにございますので併せてご参照ください。

続きまして、議案の3番から8番については、関連がありますので一括して説明いたします。

権利者は流山市大字中野久木の方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方及び中野久木の田13筆 合計面積9,529平方メートルです。利用権の設定期間は更新により3年間、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、11ページから14ページにございますので併せてご参照ください。

議案の9番の権利者は、流山市大字深井新田にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市西深井にあります田3筆 合計面積2,683平方メートルです。利用権の設定期間は更新により6年間、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、15ページにございますので併せてご参照ください。

議案の10番の権利者は、松戸市七右衛門新田にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります田5筆 合計面積4,646平方メートルです。利用権の設定期間は、更新により3年間、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、16ページにございますので併せてご参照ください。

議案の11番と12番については、関連がありますので一括して説明いたします。

権利者は、流山市木にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方及び中野久木にあります田2筆 合計面積2,062平方メートルです。利用権の設定期間は、更新により3年間、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、17ページと18ページにございますので、併せてご参照ください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新が10件であります。

議案の1番は、新規により3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は66歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は300日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みの状態でした。

次に、2番ですが新規に3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は75歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は250日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

続きまして、議案の3番から8番は同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の3番から8番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は72歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は300日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みの状態でした。

続きまして、議案の9番は、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は兼農で、年齢は79歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は200日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みでした。

続きまして、議案の10番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は80歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は260日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みでした。

続きまして、議案の11番と12番は、同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の11番と12番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は54歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は250日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数

など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。  
よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。  
以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、小菅委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後4時12分 小菅委員 退席)

これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号の1番について、承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第20号の1番については、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後4時13分 小菅委員 入室)

○水代議長 次に、本案の3番から8番については、石井委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(午後4時14分 石井委員 退席)

○水代議長 これより、本案の3番から8番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号の3番から8番について、承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第20号の3番から8番については、承認することに決定いたしました。

石井委員の除斥を解きます。

(午後4時15分 石井委員 入室)

○水代議長 次に、本案の2番及び9番から12番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号の2番及び9番から12番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第20号の2番及び9番から12番について、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第21号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の15ページをお開きください。

議案第21号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成31年4月10日提出

本案につきましては、市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている農地について、今まで農作業を中心に行っていた方の故障を理由に農業の継続が困難になったため、今回買取り申出の際に必要な主たる従事者証明願の提出があったものです。

申請者は、流山市こうのす台にお住いの方であります。

申請がありました土地は、流山市野々下3丁目にあります畑5筆 合計面積は、2,850平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、母親で、母親の故障を原因に、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

また、この案件の議案案内図につきましては、19ページにございますので、併せてご参照ください。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第21号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線豊四季駅の南約600メートルに位置している土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の母です。従事状況ですが、元気な頃は一般的な畑作をしており、やや体調がすぐれなくなってからも、週1日程度は農作業に従事していたということです。

しかし、この方が体調不良になり、医師から農業を継続することは不可能と診断され、農業経営の中心となる者が不在になったことにより、土地所有者である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり、一部果樹は残っていますが休耕の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が病気になる前は、農業経営の中心として従事しており、その方の身体が故障したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第21号については、証明することに決定いたしました。

○水代議長 次に、議案第22号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の16ページをご覧ください。

議案第22号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

平成31年4月10日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました農地所有適格法人は、流山市大字深井新田にあります法人です。

報告がありました事業年度は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧いただきたいと思います。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

確認書の表に、平成31年2月14日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は0.4ヘクタールです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農作業・農業土木の受託です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、農業に関する売り上げが占める割合は、100パーセントとなっております。

よって、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件については、適合としております。

次に、議決権については、議決権を行使できる株主が農業常時従事者であります。

次の業務執行役員につきまして過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっております、当該法人の役員は1名であり、年間200日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適合とさせていただきます。

最後になりましたが、当該法人の議案案内図につきましては、20ページから22ページになります。

ご説明につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第22号「農地所有適格法人報告書の提出について」ご報告いたします。

本案については、農地法第6条の規定により、『農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを、権利を有している農地を所管する農業委員会に報告しなければならない。』と定められています。

また、『農業委員会は、その報告に基づき、農地所有適格法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。』とされています。

農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものでございます。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農地所有適格法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会

に報告することが義務づけられているところでございます。

このため、本案について配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第22号については、承認することに決定いたしました。

○水代議長 次に、報告第8号「合意解約の通知について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の17ページをご覧ください。

報告第8号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成31年4月10日報告

合意解約が行われました1番と2番の農地につきましては、関連があるため一括してご報告いたします。

対象は流山市西深井にあります田3筆 合計面積1,149平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、平成31年2月26日でございます。

また、当該農地については、議案書の3ページから4ページの議案第13号の4番と5番にありますとおり、農地法第5条の規定により一時転用されるため、解約されたものです。この報告の議案案内図につきましては、23ページにございますので、ご参照ください。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第9号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の18ページをお開きください。

## 報告第9号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

平成31年4月10日報告

本件につきましては、平成27年10月13日付けで許可となった、当時の国許可案件です。

案内図につきましては、議案案内図の24ページでございます。

また、本件につきましては、農地法改正前の国許可案件であり、別途お手元にお配りしました千葉県農地転用事務指針にあるように、『建築基準法による工事完了の検査済証等、国・県・市町村等の発行する証明書で転用の事実が確認できる場合は、当該証明書の提出をもって調査に代えることができるものとする』とありますため、当該書面の添付があったため、この提出をもって、千葉県東葛飾農業事務所に工事完了報告書を送付いたしました

最後に、現地の写真につきまして、スライドにしておりますので、併せてご参照ください。

今月の転用許可を伴う工事完了の報告は、以上です。

よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第10号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の19ページをお開きください。

報告第10号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年4月10日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出のご報告は、5件 12筆 面積3,282平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

議案書の20ページをお開きください。

次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出のご報告は、37件 96筆 面積30,385.93平方メートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類

を受理いたしました。

続きまして、議案書の21ページをお開きください。

今月ご報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地5件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が26件、マンションの区分所有が5件、鉱工業用地が2件、その他の建物施設用地が4件の計37件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は、以上です。よろしくお願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代議長 特になさいますので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成31年第4回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

△閉会 午後4時30分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成31年4月10日

流山市農業委員会会長 水代啓司

流山市農業委員会委員 小倉節子

流山市農業委員会委員 鈴木亨